兵庫県公報

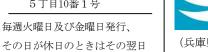
平成27年4月17日 金曜日 第 2688 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

| <u> </u> | |
|---|----------|
| 告 示 | ۸° –'y`` |
| ○ 災害対策本部の廃止 (災害対策課) ···································· | 1 |
| ○ 災害対策本部の廃止(災害対策課)○ 同 上(同) | 1 |
| ○ 昭和47年兵庫県告示第818号(指定医薬品等に指定したもの)の一部改正(青少年課) | 2 |
| ○ 平成20年兵庫県告示第672号の3 (有害がん具類等の指定)の一部改正(同) ···································· | 2 |
| ○ 平成24年兵庫県告示第1523号(青少年愛護条例に基づく医薬品等の指定)の一部改正(同) | 2 |
| ○ 平成27年度狩猟免許試験の実施(自然環境課) ···································· | 2 |
| ○ 特猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(同) ···································· | 4 |
| ○ 平成27年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等(薬剤防除、知事命令)(豊か | -1 |
| な森づくり課) | 6 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知(同) ···································· | 7 |
| ○ 基本測量が終了した旨の通知(契約管理課)···································· | 8 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課) ···································· | 8 |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(同) ···································· | 8 |
| ○ 超品の区域の変更に係る案の縦覧(都市計画課) | 9 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果(但馬県民局) | 9 |
| ○ 里女胴筆他に体の便宜の相木(巨河朱氏内) | 9 |
| 公告 | |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) | 10 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課) | 11 |
| 〇同 上(同) | 11 |
| 病院局公告 | |
| 病院向公吉 ○ 随意契約の相手方等の公示 ···································· | 11 |
| ○ 随息笑利の相子万寺の公小 | 11 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正 | 12 |
| ○同 上 | 13 |
| ····································· | |
| 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告 | 1.4 |
| ○ 第18回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 | 14 |
| 正誤 | |
| ○ 平成27年3月23日付け兵庫県公報号外中 | 16 |
| | |
| 告示 | |
| C C III | |
| 兵庫県告示361号 | |
| 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により設置した災害対策本部を廃止した。 | |
| 平成27年4月17日 | |
| 兵庫県知事 井 戸 敏 | 三 |
| 1 名称 兵庫県JR福知山線列車事故対策支援本部 | |
| 2 廃止日 平成27年3月31日 | |
| | |
| ^^^^ | |
| 兵庫県告示362号 | |
| 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定により設置した災害対策本部を廃止した。 | |

兵庫県知事 井 戸 敏 三

平成27年4月17日

- 1 名称 平成21年台風第9号等兵庫県災害対策本部
- 2 廃止日 平成27年3月31日

兵庫県告示第363号

昭和47年兵庫県告示第818号(指定医薬品等に指定したもの)の一部を次のように改正し、平成27年4月17日から施行する。

^^^^^

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表種別または含有成分の欄中「薬事法(昭和35年法律第145号)第50条第8号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条第11号」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

^^^^

兵庫県告示第364号

平成20年兵庫県告示第672号の3 (有害がん具類等の指定)の一部を次のように改正し、平成27年4月17日から施行する。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表刃物類の款固定式のナイフの項形状、構造又は機能の欄中「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年 総理府令第16号)第17条」を「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第101条」に改め る。

兵庫県告示第365号

平成24年兵庫県告示第1523号(青少年愛護条例に基づく医薬品等の指定)の一部を次のように改正し、平成27年4月17日から施行する。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表種別または含有成分の欄中「薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項」に改める。

^^^^^

兵庫県告示第366号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、 平成27年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の日時、区分及び実施場所

| | 日 | 時 | 区 分 | 実施場所 |
|-------|------------|------------------------|--------------|--------------------|
| 第 1 回 | 平成27年 | 午前9時40分から 午後0時30分まで | 知識試験 適性試験 | 姫路市北条1丁目98番地 |
| 回試験 | 7月25日(土) | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 兵庫県立姫路労働会館 |
| | 同月29日(水) | 午前9時40分から 午後0時30分まで | 知識試験 適性試験 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 |
| | H1万25日 (八) | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 兵庫県中央労働センター |
| | | | | |

| | 平成27年 | 午前10時10分から 正午まで | 知識試験 適性試験 | 養父市八鹿町国木594番地10号 |
|-------|-----------------|-------------------------|--------------|--------------------|
| | 8月2日(日) わな猟試験のみ | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 兵庫県立但馬長寿の郷 |
| | 同上 | 午前10時40分から 午後0時30分まで | 知識試験 適性試験 | 淡路市生穂新島8番地 |
| | III | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 淡路市役所 |
| 第2回試験 | 平成27年 | 午前9時40分から 午後0時30分まで | 知識試験 適性試験 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 |
| 験 | 9月5日(土) | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 兵庫県中央労働センター |
| | 同月9日(水) | 午前9時40分から 午後0時30分まで | 知識試験 適性試験 | 姫路市北条1丁目98番地 |
| | | 午後1時10分から 午後5時まで | 技能試験 | 兵庫県立姫路労働会館 |

- (注)1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。
 - 2 平成27年8月2日(日)実施の試験については、わな猟免許のみ実施する。
 - 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局・県民センター農林(水産)振興事務所において、平成27年5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

| | 受付期間 | 受付時間 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 第1回試験 | 平成27年6月8日(月)から同月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成27年6月8日(月)から同月25日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。 | 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを 除く。) |
| | | |

第2回試験

平成27年7月27日(月)から同年8月14日(金)まで。ただし、 土曜日及び日曜日を除く。

なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成27年7月27日(月)から同年8月13日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 (兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要) 兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班 (朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 手数料

5,200円 (知識試験の一部を免除される者は3,900円) 相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

合否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し発表する。

5 受験についての間合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線4216

兵庫県告示第367号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

^^^^^

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

| 開催事務所名 | 期日 | 時 間 | 場所 |
|-----------|------------------|-----------|---------------------|
| 神戸農林振興事務所 | 平成27年 | 午後1時30分から | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 |
| | 7月8日(水) | 午後5時まで | 兵庫県中央労働センター大ホール |
| 同上 | 同月22日 (水) | 同上 | 神戸市西区糀台5丁目6番1号 |
| 11月 上 | PJ /J 22 H (/N) | IH T | 神戸市西区民センター大ホール |
| 同上 | 平成27年 | 同上 | 神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号 |
| 旧 上 | 8月4日 (火) | 旧 上 | 神戸市北神区民センター大ホール |
| 同上 | 同月18日 (火) | 同上 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 |
| 旧 上 | 四月10日(火) | 旧 上 | 兵庫県中央労働センター大ホール |
| 同上 | 平成27年 | 同上 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 |
| 同 上 | 9月14日 (月) | 同上 | 兵庫県中央労働センター小ホール |
| 阪神農林振興事務所 | 同 年 | 午後1時から | 尼崎市昭和通2丁目6番68号 |
| | 7月21日 (火) | 午後4時30分まで | 尼崎市中小企業センター1階多目的ホール |
| | EI I 20 II (.l.) | 午後1時30分から | 猪名川町白金1丁目74番地16 |
| 同 上 | 同月28日(火) | 午後5時まで | 猪名川町立中央公民館視聴覚ホール |
| | 平成27年 | | 宝塚市東洋町1番1号 |
| 同上 | 8月4日 (火) | 同上 | 宝塚市役所 3 階大会議室 |
| | | <u> </u> | |

| 同 | 上 | 同月20日(2 | 木) | 同 | 上 | 西宮市六湛寺町10番11号 西宮市民会館 (アミティホール) 1階大会議室 |
|--------------|-------------|------------------|----|------|---|--|
| 同 | 上 | 同月27日(フ | 木) | 同 | 上 | 三田市川除675番地 三田市総合福祉保健センター1階多目的ス ール |
| 加古川農林和事務所 | 水産振興 | 平成27年 7月17日(3 | 金) | 同 | 上 | 明石市魚住町中尾702番地3 明石市立西部市民会館 |
| 同 | 上 | 同月23日(2 | 木) | 同 | 上 | 加古川市平荘町里1137番地12 平荘湖アクア交流館 |
| 同 | 上 | 同月30日(2 | 木) | 同 | 上 | 高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター |
| 加東農林振り | 興事務所 | 同月10日(会 | 金) | 同 | 上 | 西脇市西脇771番地の7 西脇市生涯学習まちづくりセンターマナレータ・ホール |
| 同 | 上 | 同月16日(2 | 木) | 同 | 上 | 加東市下滝野1369番地1 加東市滝野文化会館大ホール |
| 同 | 上 | 同月23日(2 | 木) | 同 | 上 | 小野市中島町72番地 小野市うるおい交流館エクラ大会議室 |
| 姫路農林水區 務所 | 奎振興事 | 同月24日(金 | 金) | 午後1時 | | 神崎郡福崎町福田176番地1 福崎町文化センター |
| 同 | 上 | 同月31日(金 | 金) | 同 | 上 | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館 |
| 同 | 上 | 平成27年 8月5日 (7 | 水) | 同 | 上 | 神崎郡神河町中村10番地 神河町立神崎公民館 |
| 同 | 上 | 同月11日(火 | 火) | 同 | 上 | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路職員福利センター |
| 光都農林振頻 | 興事務所 | 平成27年 7月3日(3 | 金) | 同 | 上 | たつの市新宮町平野111番地1 たつの市新宮ふれあい福祉会館 |
| 同 | 上 | 同月9日(2 | 木) | 同 | 上 | 宍栗市山崎町鹿沢65番地3 宍粟防災センター |
| 同 | 上 | 同月17日(金 | 金) | 同 | 上 | 佐用郡佐用町下徳久1005番地1 南光文化センター |
| 同 | 上 | 同月28日(火 | 火) | 同 | 上 | 赤穂郡上郡町上郡459番地1 上郡町生涯学習支援センター |
| 豊岡農林水區 務所 | 金振興事 | 同月10日(金 | 金) | 同 | 上 | 豊岡市出石町内町1番地 豊岡市出石振興局2階大会議室 |
| 同 | 上 | 同月24日(金 | 金) | 同 | 上 | 美方郡新温泉町湯1019番地 新温泉町保健福祉センターすこやか〜にご 階多目的ホール |
| 同 | 上 | 同月31日(公 | 金) | 同 | 上 | 豊岡市立野町20番地34号 豊岡市民会館4階大会議室 |
| 朝来農林振頻 | 興事務所 | 同月6日() | 月) | 同 | 上 | 養父市八鹿町国木594番地10 兵庫県立但馬長寿の郷第3・第4研修室 |

| 同上 | 同月17日(金) | 同 | 上 | 朝来市和田山町玉置177番地1 朝来市文化会館和田山ジュピターホール 小ホール |
|-----------------|-------------------|---|---|---|
| 丹波農林振興事務所 | 同月8日(水) | 田 | 上 | 篠山市網掛429番地 篠山市四季の森生涯学習センター東館1階 大会議室 |
| 同上 | 同月17日(金) | 同 | 上 | 丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑1階多目的ルーム |
| 洲本農林水産振興事 務所 | 同月23日(木) | 同 | 上 | 淡路市志筑3117番地の1 淡路市立中央公民館(しづのおだまき館) |
| 同上 | 同月30日(木) | 同 | 上 | 洲本市宇原1788番地1 市民交流センター |
| 同上 | 平成27年 8月4日 (火) | 同 | 上 | 南あわじ市広田広田1057番地1 南あわじ市緑公民館 |

2 対象者

兵庫県に住所(住民登録)を有する者で、平成27年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更 新を受けようとする者。

- 3 更新申請の手続
 - (1) 提出書類
 - ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各県民局・県民センター農林(水産)振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による 許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し(1ページ目から2ページ目の見開き)

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。 ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)

② 提出期間

適性試験及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林(水産)振興事務所

- (4) 手数料
 - 2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。
- (5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

兵庫県告示第368号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域 のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の 区域のうち、別表の区域とする。

(「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

ア 1(1)アの区域

平成27年5月26日から同年7月5日まで

イ 1(1)イの区域

平成27年5月26日から同年6月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

- 3 行うべき措置の内容
 - 1(1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。
 - 1(1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
 - 1(1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 1(1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域 を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただ し、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。
- ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに 3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事に提出する ものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の 額を決定し、損失補償金を交付する。

兵庫県告示第369号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍栗市一宮町黒原字東坂谷231の10、231の23から231の26まで、231の32、231の34、231の36、231の44から231の48まで、一宮町福野字ヨリヤイバタ537、波賀町戸倉字コブイチ136の2、136の4、136の5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局 光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第370号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
 - (1) 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
 - ② 基本測量(国土広域情報修正測量)
- 2 作業期間
 - (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - (2) 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域

兵庫県全域

兵庫県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月17日から供用を開始する。

^^^^^^

その関係図面は、平成27年4月17日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の利 | 種 類 | 道 | 路 の |) 🗵 | 域 | | |
|------|-----|-----------------|-----|-----|------------------|---------------|----|
| 路線 | 名 | 区間 | | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 | | 尼崎市上坂部1丁目36番4から | | 旧 | 8.0から 14.0まで | 83. 0 | |
| 西宮豊 | 中線 | 同 市上坂部1丁目36番4まで | | 新 | 12.0から 15.0まで | 83. 0 | |

兵庫県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月17日から在来道路の供用を廃止する。

^^^^^

その関係図面は、平成27年4月17日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 | 道 路 <i>の</i> |) 🗵 | 域 | | |
|-----------------|--|-----|-------------------------------------|------------------|----|
| 路線名 | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 宍 粟 香 寺 線 | 宍栗市山崎町御名字前田143番1から 同 市山崎町川戸字崩ノ下1368番3まで | IΒ | 4.0から 27.0まで 11.0から 53.0まで | 597. 0 524. 0 | |
| | | 新 | 11.0から 53.0まで | 524. 0 | |

兵庫県告示第373号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

^^^^

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3. 5. 134号鉄道沿東線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 芦屋市翠ケ丘町並びに親王塚町並びに大原町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
 - 平成27年4月17日から同年5月1日まで
- 4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び芦屋市都市建設部都市計画課

兵庫県告示第374号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

^^^^^

平成27年4月17日

但馬県民局長 岩 根 正

1 重要調整池の所在地

豊岡市竹野町森本·坊岡 地内

- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称

北但行政事務組合

- (2) 住所(主たる事務所の所在地) 豊岡市中央町2番4号
- (3) 代表者の氏名

中貝宗治

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アルカモール尼崎猪名寺店

所在地 尼崎市猪名寺三丁目111番6

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナガタ薬品

住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番3号

代表者の氏名 中 島 康 伸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 株式会社ナガタ薬品

住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番3号

代表者の氏名 中島 康伸

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年10月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,192平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

46台

(2) 駐輪場の収容台数

49台

③ 荷さばき施設の面積

27.8平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

10.5立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 株式会社ナガタ薬品 | 午前9時 | 午後9時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時から午後9時30分まで

8 届出年月日

平成27年3月18日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年4月17日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成27年8月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市上野字西谷171番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町868番地の1

有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗

3 許可年月日及び許可番号

平成27年3月9日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-7-2号(26西脇)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成27年4月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市大村字城ノ前571番1、572番1、572番2、573番、574番1から574番3まで、580番1、581番1の 各一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区元町通1丁目11番17号

大本観光株式会社 代表取締役 大 本 倫 典

3 許可年月日及び許可番号

平成27年3月17日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-14号(26三木)

病院局公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年4月17日

兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

県立こども病院総合医療情報システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所

富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1-7-4

- 5 随意契約に係る契約金額
 - 1,063,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約をした理由 政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

 医療法人 朗源会 おおくまセントラル病 院
 同 市東園田町4丁目23—1

 尼崎介護老人保健施設 ブルーベリー
 同 市上坂部2丁目24—5

を 「

尼崎介護老人保健施設 ブルーベリー

同 市上坂部2丁目24-5

に、

 医療法人 朗源会 介護老人保健施設 お おくま
 同 市昭和通2丁目12-8

 医療法人社団 青洲会 アイワ病院
 同 市東園田町4丁目101-4

を

 医療法人社団 青洲会 アイワ病院
 同 市東園田町4丁目101―4

 医療法人 伯鳳会 はくほう会セントラル 病院
 同 市東園田町4丁目23―1

12

に改める。 2 老人ホームの表神戸市の項中 介護型ケアハウス イルマーレ 同 市兵庫区菊水町10丁目40-1 を Γ 介護型ケアハウス イルマーレ 同 市兵庫区菊水町10丁目40-1 社会福祉法人 イエス団 神戸高齢者総 同 市兵庫区滝山町511 合ケアセンター 真愛たきやまホーム に改め、同表尼崎市の項中 シニアスタイル尼崎 同 市道意町5丁目4 を シニアスタイル尼崎 同 市道意町5丁目4 介護付有料老人ホーム うさぎの里 同 市稲葉元町2丁目1-12 に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、指定内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

^^^^^

平成27年4月17日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表淡路市の項中

| 淡路市 | 医療法人社団 | 順心会 | 津名病院 | 淡路市大町下66—1 |
|-----|--------------|-----|----------|-------------|
| | 医療法人社団 津名白寿苑 | 順心会 | 介護老人保健施設 | 同 市大町畑584—6 |

を

| 淡路市 | 医療法人社団 | 順心会 | 順心淡路病院 | 淡路市大町下66—1 |
|-----|--------------|-----|----------|-------------|
| | 医療法人社団 淡路白寿苑 | 順心会 | 介護老人保健施設 | 同 市大町畑584—6 |

13

に改める。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第18回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成27年4月17日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 武 田 政 義

1 試験の日時

平成27年10月11日(日)午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者は試験時間が異なるので、詳しくは、「第18回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」(以下「受験の手引」という。)を参照すること。

2 試験会場(予定)

神戸学院大学(神戸市中央区港島1-1-3) 他 神戸市内

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号厚生 省老人保健福祉局企画課長通知)
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- ⑤ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- (7) 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生 省老人保健福祉局企画課長通知)
- (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働 省老健局振興課長通知)
- (II) 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」(平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知)
- (11) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)
- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。出題数は60間。

5 受験資格(概要)

下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。なお、詳しくは受験の手引を参照すること。

(1) 対象者

ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の者並びに エの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上の者であって、欠格事 由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

- ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間
- ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第 1号から第4号までのいずれかに該当するもの又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当 する研修を修了したもの(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号) 附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされたものを含む。)(以下「社会福 祉主事任用資格者」という。)が、当該介護等の業務に従事した期間
- エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当 該介護等の業務に従事した期間
- (2) 受験地条件
 - (1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。
- 6 受験手数料
 - 7,700円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。
- 7 受験申込み
 - (1) 申込期間

平成27年6月2日(火)から同月30日(火)まで(6月30日(火)までの消印のあるものに限る。)

(2) 申込方法及び申込先

平成27年6月2日(火)から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

電話 (078) 367-5211

- (3) 提出書類
 - ア 受験申込書
 - イ 受験整理票 (6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。)
 - ウ 実務経験(見込)証明書
 - エ 郵便振替払込受付証明書の原本
 - オ その他必要な書類(法定資格免許等の写し)
- (4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課、神戸県民センター県民交流室 県民課、阪神南県民センター健康福祉事務所、中播磨県民センター健康福祉事務所、各県民局健康福祉事 務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所

⑤ 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒で250円分の返信用切手を貼ること。)を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

平成27年12月10日 (木) (予定) に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間(土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで)兵庫県社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ (http://www.hyogo-f-kensyu.jp/) にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する間合せ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部 電話(078)367-5211

正誤

○平成27年3月23日付け兵庫県公報号外中

平成27年3月23日(号外)公布兵庫県条例第29号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中それぞれ同表の中欄に掲げる字句は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)の平成27年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

| 7ページ上から21 | 法律第 号 | 法律第2号 |
|-----------|-------|-------|
| 8ページ上から27 | 法律第 号 | 法律第9号 |